平成２３年（フ）第５８２号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目19番地３グリーンハイツ富谷202
債務者　鈴木　孝次
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
仙台市太白区西中田６丁目９番15号　セジュール舘Ⅱ―202
債務者　佐々木昭弘
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　翠川　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７４６号
仙台市青葉区新坂町10番２号　けやき第１―101、従前の住所仙台市太白区向山４丁目19番10―403号
債務者　堀米アンナ
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大張　慎悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９７３号
神戸市長田区庄田町３丁目５番15―204号、従前の住所神戸市長田区久保町３丁目１番２―601号
債務者　笠　　研二
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松宮　　慎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２１号
広島県竹原市港町４丁目６番４号
債務者　古河　豊満
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　宗生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２８号
愛媛県松山市小坂５丁目10番21号　マンション南小坂504号
債務者　桑村　基春
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３７６号
高知県土佐市塚地563番地
債務者　土居　章宏
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０１号
大分市明野北３丁目３番17号
債務者　高木　智世
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２３２号
宮崎市大淀４丁目３番26号　かずハイツ205号
債務者　中邨美津行
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成見　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７４号
兵庫県明石市和坂１丁目15番５―103号
債務者　木谷　彰宏
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１０３９号
埼玉県所沢市大字山口5216番地の２　105―１―205上田純子方
債務者　上田　三郎
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　良介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４０号
埼玉県所沢市大字山口5216番地の２　105―１―205上田純子方
債務者　上田眞知子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　良介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０２号
さいたま市中央区鈴谷７丁目６番４―1305号
債務者　大場　幹男
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柘植　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３２号
埼玉県さいたま市西区大字土屋386番地
債務者　中村　正生
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６２号
秋田県湯沢市表町１丁目４番11号
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第３４号
宮城県登米市迫町北方字古宿91番地１
債務者　川原　清恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１００１号
埼玉県川口市東川口５丁目１番21号　横手橋ハイツ202号
債務者　柳生　知成
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係